

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について

令和 8 年（2026 年）3 月 11 日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（年次休暇）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 年次休暇は、1日（教育2号職員にあっては、1日又は半日（所定の勤務時間を教育委員会が定める時刻により区分した勤務時間及びこれに相当する勤務時間のみが割り振られている日の</p>	<p style="text-align: center;">（年次休暇）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 年次休暇は、1日（教育2号職員にあっては、1日又は半日（所定の勤務時間を教育委員会が定める時刻により区分した勤務時間及びこれに相当する勤務時間のみが割り振られている日</p>

改正前	改正後
<p>勤務時間をいう。<u>次条</u>において同じ。))を単位として与える。ただし、教育委員会が必要があると認める場合には、1時間(1時間未満の時間を単位とする年次休暇を与えることについて教育委員会が特別の事情があると認める場合にあっては、1時間未満の時間)を単位として与えることができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 病気休暇は、<u>1年度ごとにおける休暇とし、その期間は、その者の任用の期間における1週間当たりの勤務日の日数又は1年度の勤務日の日数及び教育委員会が別に定めるところにより算定した札幌市のいずれかの会計年度任用の職に引き続き在職した期間(別表3において「会計年度任用職員として在職した期間」という。)</u>の区分に応じ、<u>同表に掲げる日数を超えない範囲</u>でその都度必要と認められる期間とする。</p>	<p>の勤務時間をいう。<u>次条第3項</u>において同じ。))を単位として与える。ただし、教育委員会が必要があると認める場合には、1時間(1時間未満の時間を単位とする年次休暇を与えることについて教育委員会が特別の事情があると認める場合にあっては、1時間未満の時間)を単位として与えることができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 病気休暇の<u>期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲</u>でその都度必要と認められる期間とする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる病気休暇以外のもの</u> <u>連続する60日</u></p> <p>(2) <u>教育委員会が別に定めるところにより算定した札幌市のいずれかの会</u></p>

改正前	改正後
<p><u>3</u> 病気休暇については、市勤務条件規則第8条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「<u>条例第12条第2項第1号から第3号までに規定する者</u>」とあるのは「<u>教育委員会が別に定める者</u>」と、「<u>同項第1号から第3号までに規定する者</u>」とあるのは「<u>当該教育委員会が別に定める者</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>計年度任用の職に引き続き在職した期間が3年を超える教育会計年度任用職員に係る病気休暇（その始期が当該期間が3年に達した日後であるものに限る。）</u> 連続する90日</p> <p><u>3</u> 病気休暇は、1日（教育2号職員にあっては、1日又は半日）を単位として与える。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、1時間又は15分を単位として与えることができる。</p> <p><u>4</u> <u>前3項に定めるもののほか、</u>病気休暇については、市勤務条件規則第8条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、<u>同条第2項中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「第4項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第13条第4項において読み替えて準用する第4項」と、「条例第13条第2項」とあるのは「同条第2項」と、同条第3項中「次項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第13条第4項において読み替えて準用する次項」と、「条例第13条第2項」とあるのは「同条第2項」と、同項ただし書中「人事委員会」とあるのは「教育委員会」と、同項第2号中「別表3 7の項」とあるのは「教育</u></p>

改正前	改正後
<p>4 <u>教育2号職員の病気休暇は、1日又は半日を単位として与える。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、1時間又は15分を単位として与えることができる。</u></p> <p>5 <u>半日、1時間又は15分を単位とする病気休暇を使用した場合における第2項の適用については、当該病気休暇を使用した日を1日として同項の期間に算入するものとする。</u></p> <p>6 <u>教育1号職員の病気休暇は、1日を単位として与える。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 <u>病気休暇、別表4の7の項から10の項まで及び15の項に定める特別休暇、介護休暇、介護時間並びに組合休暇については、その勤務しない時間につき、札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）第8条の規定による給与</u></p>	<p><u>会計年度勤務条件規則別表4の7の項」と、同項第3号中「条例第15条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第15条第1項」と、同項第4号中「条例第15条の2第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第16条第1項」と、同項第5号中「人事委員会」とあるのは「教育委員会」と、同条第4項中「1日の勤務時間の全部について代休時間が指定された勤務日、休日」とあるのは「休日」と、「条例第13条第2項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第13条第2項」と、同条第5項中「条例第12条第2項第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「教育委員会が別に定める者」と、「同項第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「当該教育委員会が別に定める者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 <u>別表4の7の項から10の項まで及び15の項に定める特別休暇、介護休暇、介護時間並びに組合休暇については、その勤務しない時間につき、札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）第8条の規定による給与の減額の</u></p>

改正前	改正後
の減額の例により給与を減額する。	例により給与を減額する。

別表3を次のように改める。

別表3 削除

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前の直前の要勤務日（週休日、休日及び代休日以外の日をいう。以下同じ。）に病気休暇を使用していた教育会計年度任用職員（札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則第1条に規定する教育会計年度任用職員をいう。以下同じ。）で、施行日以後の最初の要勤務日に病気休暇を使用するもの（施行日前から引き続き教育会計年度任用職員である者に限る。）及びこれに相当する教育会計年度任用職員として教育委員会が認めるものに係る当該要勤務日後に最初に勤務する要勤務日の前日までの病気休暇の期間（改正後の第13条第4項において読み替えて準用する同規則第5条第1項に規定する市勤務条件規則第8条第4項の規定により連続しているものとみなされる場合を除く。）については、なお従前の例による。ただし、施行日から起算して60日（施行日において改正後の第13条第2項第2号に規定する教育会計年度任用職員に該当するものにあつては、90日）を超えてはならない。

（理 由）

教育会計年度任用職員が使用する病気休暇について、常勤の教育職員と同様に有給の休暇とするとともに、使用することができる期間等に関しても常勤の教育職員と同様の取扱いとするため、本案を提出する。

改正後の札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則第13条第4項の規定による

札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則第8条第2項から第5項までの読替え

読 替 前	読 替 後
<p>(病気休暇)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 半日、1時間又は15分を単位とする病気休暇(負傷又は疾病により長期にわたり定期的に通院を必要とする職員が、当該通院のために必要であると任命権者が認める場合に使用する半日、1時間又は15分を単位とする病気休暇を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。)を使用した場合における条例第13条第2項の規定の適用については、当該病気休暇を使用した日を1日として同項の期間に算入するものとする。</p> <p>3 病気休暇を使用した日とその次の病気休暇を使用した日の間に病気休暇を使用した日以外の日がある期間(当該期間中に実勤務日(1日の勤務時間(当該勤務時間の一部に次に掲げる時間(以下この項において「部分休業等時間」という。))がある場合にあっては、当該部分休業等時間以外の勤務時間)の全部を勤務した日をいう。次項において同じ。))が含まれない場合に限る。)に係る条例第13条第2項の規定の適用については、当該期間中における病気休暇を使用した日以外の日についても病気休暇を使用した日とみなして、病気休暇の期間に算入する。ただし、育児休業法第2条第1項に規定する育児休業の承認を受けている期間その他の人事委員会が定める期間については、この限りでない。</p> <p>(1) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間</p> <p>(2) 別表3 7の項から9の項までの事由による特別休暇により勤務しない時間</p> <p>(3) 条例第15条第1項の介護休暇により勤務しない時間</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 半日、1時間又は15分を単位とする病気休暇(負傷又は疾病により長期にわたり定期的に通院を必要とする職員が、当該通院のために必要であると教育委員会が認める場合に使用する半日、1時間又は15分を単位とする病気休暇を除く。以下この項から教育会計年度勤務条件規則第13条第4項において読み替えて準用する第4項までにおいて同じ。)を使用した場合における同条第2項の規定の適用については、当該病気休暇を使用した日を1日として同項の期間に算入するものとする。</p> <p>3 病気休暇を使用した日とその次の病気休暇を使用した日の間に病気休暇を使用した日以外の日がある期間(当該期間中に実勤務日(1日の勤務時間(当該勤務時間の一部に次に掲げる時間(以下この項において「部分休業等時間」という。))がある場合にあっては、当該部分休業等時間以外の勤務時間)の全部を勤務した日をいう。教育会計年度勤務条件規則第13条第4項において読み替えて準用する次項において同じ。))が含まれない場合に限る。)に係る同条第2項の規定の適用については、当該期間中における病気休暇を使用した日以外の日についても病気休暇を使用した日とみなして、病気休暇の期間に算入する。ただし、育児休業法第2条第1項に規定する育児休業の承認を受けている期間その他の教育委員会が定める期間については、この限りでない。</p> <p>(1) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間</p> <p>(2) 教育会計年度勤務条件規則別表4の7の項から9の項までの事由による特別休暇により勤務しない時間</p> <p>(3) 教育会計年度勤務条件規則第15条第1項の介護休暇により勤務しない時間</p>

(4) 条例第15条の2第1項の介護時間により勤務しない時間

(5) その他前各号に準ずるものとして人事委員会が定める事由により勤務しない時間

4 連続する8日以上期間（当該期間中の要勤務日（週休日、1日の勤務時間の全部について代休時間が指定された勤務日、休日及び代休日以外の日をいう。）の日数が4日以上である場合に限る。）にわたって病気休暇を使用した職員が、当該病気休暇の期間（この項の規定により連続しているものとみなされた場合）にあっては、当該連続しているものとみなされた病気休暇の期間。以下この項において「直前病気休暇の期間」という。）の末日の翌日から実勤務日の日数が20日に達する日までの間に再度病気休暇を使用した場合における条例第13条第2項の規定の適用については、当該再度使用した病気休暇の期間と直前病気休暇の期間は、連続しているものとみなす。

5 （略）

(4) 教育会計年度勤務条件規則第16条第1項の介護時間により勤務しない時間

(5) その他前各号に準ずるものとして教育委員会が定める事由により勤務しない時間

4 連続する8日以上期間（当該期間中の要勤務日（週休日、休日及び代休日以外の日をいう。）の日数が4日以上である場合に限る。）にわたって病気休暇を使用した職員が、当該病気休暇の期間（この項の規定により連続しているものとみなされた場合）にあっては、当該連続しているものとみなされた病気休暇の期間。以下この項において「直前病気休暇の期間」という。）の末日の翌日から実勤務日の日数が20日に達する日までの間に再度病気休暇を使用した場合における教育会計年度勤務条件規則第13条第2項の規定の適用については、当該再度使用した病気休暇の期間と直前病気休暇の期間は、連続しているものとみなす。

5 （略）

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件規則の改正について（概要）

1 規則改正の背景

本市における会計年度任用職員の病気休暇は現在無給となっている。

こうした中、人事院規則の運用通知が一部改正され、令和7年4月1日から国の非常勤職員における病気休暇が有給となったところ、本市においても有給化による影響や取得期間等の検討を重ね、この度、会計年度任用職員の病気休暇に関連して、有給化することとなった。教育委員会における教育会計年度任用職員についても市長部局の対応に準じて同様の改正を行うものである。

2 主な改正内容

これまで無給としていた病気休暇を有給とし、常勤職員と同等の取扱いとするよう所要の規定整備を行う。

改正項目	現行	改正後
給与制度	無給	有給
取得上限	年度毎に、在職年数及び週当たりの勤務日数により上限を定める	年度にかかわらず、在職年数により上限を定める
取得単位	1日、半日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日、半日 ・ 任命権者が認める場合は例外的に1時間及び15分の取得も可能
期間の計算	病気休暇の間にある週休日等は算入しない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員同様に病気休暇の間にある週休日等も算入する

3 施行期日

令和8年4月1日

4 経過措置

施行期日（令和8年4月1日）より前から引き続いて施行期日以降も病気休暇を取得する場合は、旧制度を適用する。